資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局営繕部が発注する函館公共職業安定所新営26設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年６月22日

北海道開発局長　遠藤　達哉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　業務概要

⑴　業務名　函館公共職業安定所新営26設計業務（電子入札及び電子契約対象案件）

⑵　業務内容　本業務は、北海道函館市において計画されている函館公共職業安定所の新築に係る基本設計、実施設計及び積算業務を行うものである。

⑶　履行期間　本業務は、受注者の円滑な業務履行体制の確保を図るため、余裕期間と履行期間を合わせた全体履行期間を設定した業務であり、発注者が示した業務完了期限までの間で、受注者は業務の始期及び終期を任意に設定できる業務である。

全体履行期間　契約締結の翌日から令和10年３月21日（業務完了期限）まで

発注者が想定する最大の余裕期間　30日間

発注者が想定する履行期間　472日間

２　資格審査申請書の申請方法

⑴　受付期間　令和８年６月22日から令和８年７月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和８年７月17日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

３　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け北海道開発局長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）１（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

③　北海道開発局長から「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④　令和８年３月31日付け公示４（測量等）の③から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

４　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

３⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、３⑴②の決定を受けていない構成員が３⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに３⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

５　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。

６　競争参加資格の有効期間

５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで

⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで

７　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部

②　設計共同体協定書（写）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得ること。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「函館公共職業安定所新営26設計業務　△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和８年６月22日付け支出負担行為担当官　北海道開発局開発監理部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年６月22日

中国四国管区警察局四国警察支局

愛媛県情報通信部長　田邉　　実

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　38

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　導入計画物品及び数量　愛媛県警察本部用指令通信装置（情報処理系）１式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和９年度

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

⑴　資料等の提供期限　令和８年７月24日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒790―8573 松山市南堀端町２番地２　中国四国管区警察局四国警察支局愛媛県情報通信部通信施設課　電話089―934―0110

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和８年６月22日から令和８年７月24日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Command Communications Equipment for Ehime Prefectural Police Headquarters (Information processing system), 1 Set

⑶　Type of the procurement : Lease

⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure

⑸　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 15　24 July 2026

⑹　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Ehime Prefectural Info-Communications Departmemt, Shikoku Branch, Chugoku／Shikoku Regional Police Bureau, 2―2 Minamihoribata-cho Matsuyama-shi 790―8573 Japan TEL 089―934―0110